

# 前橋市印鑑登録及び証明に関する条例の改正について（議案第27号）

市民課

## 1 改正の理由

- (1) 印鑑登録証明事務処理要領（総務省）に基づき、外国人住民の印鑑登録について、取扱いを見直す。
- (2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 主な内容

- (1) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民は、住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記又は当該カタカナ表記の一部を組み合わせたもので表されている印鑑により、当該印鑑の登録及び証明を受けることができることとする。
- (2) 移動端末設備（スマートフォン）用の利用者証明用電子証明書の発行を受けた者は、当該電子証明書を利用することにより、多機能端末（キオスク端末）で印鑑登録証明書の交付を受けることができることとする。

## 3 施行期日

2の(1) 令和5年4月1日

2の(2) 市規則で定める日